

## 公益財団法人豊田都市交通研究所倫理規則

公益財団法人豊田都市交通研究所は、その設立の趣意に基づき、公益目的実現のため、一貫した事業活動を続けてきた。特に新しい公益法人制度の発足に伴い、民間公益活動という市民活力の有力な担い手として公益法人の役割は、国内はもとより国際的にも益々重要性を増してきており、研究所もこの時代の要請に積極的に応えていかねばならない。

このような認識の下、研究所は、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うための自主ルールとして、ここに公益財団法人豊田都市交通研究所倫理規則を制定し、その普及と定着を図ることとする。

研究所のすべての役員等及び職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規則の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

(組織の社会的使命)

**第1条** 公益財団法人豊田都市交通研究所（以下「研究所」という。）は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待にふさわしい事業運営に当たらねばならない。

(社会的信用の維持・向上)

**第2条** 研究所は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

**第3条** 研究所は、関連法令及び研究所の定款、この規則その他の例規を厳格に遵守し、社会的規範に則り、適正に事業を運営しなければならない。

(私的利益の禁止)

**第4条** 研究所の職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

**第5条** 研究所の役員等（評議員、役員、顧問及び研究企画委員会の委員をいう。）及び職員（以下「役職員」という。）は、その職務の執行に際し、研究所との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他研究所が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

**第6条** 研究所は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金出捐者、寄附者をはじめ社会全体の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護等)

**第7条** 研究所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研さん)

**第8条** 研究所の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研さんに努めな

ければならない。

(規則遵守の監督)

**第9条** 研究所は、必要があると認めるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規則の遵守状況を監督する。

(改廃)

**第10条** この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則 (平成21年11月30日決定)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成22年4月1日)から施行する。